

岐阜県関市 徴収事務専門職員を募集します

※会計年度任用職員としての採用となります。

■募集の概要

1 職種・勤務条件等

(1) 職種及び採用予定人数

| 職種 | 採用予定人数 | 職務内容 |
|------------------------|--------|---|
| 徴収事務専門職員 (会計年度任用職員) | 1名 | ・収納率向上を図るための提案、職員に対する指導 ・市税等の滞納整理業務(折衝・財産調査等) ・市税等の滞納処分業務(徴税吏員証を交付します。) ※そのほかにも税務課業務の補助をしていただくことがあります。 |

(2) 勤務日、勤務時間

1週間あたりの勤務時間 : 18時間から37時間30分の間で応相談

1日あたりの勤務時間 : 原則午前8時30分から午後5時00分までの7時間30分以内で応相談

勤務日 : 応相談

(3) 任用期間

勤務開始日(令和7年4月以降)から令和8年3月31日まで(更新の場合あり)

※勤務開始時期は応相談

(3) 勤務条件

① 勤務場所

関市役所(岐阜県関市若草通3丁目1番地)

② 報酬等の額、期末・勤勉手当

<報酬等>

時間単価 : 2,300円

報酬とは別に、勤務条件により期末・勤勉手当が支給されます。

<報酬等の例> ※令和6年4月1日の基準で算定した場合

| 職種 | 週の勤務時間 | 給与(月額) | 期末・勤勉手当 | |
|--------------|----------------------------|-------------|----------|----------|
| | | | 1年目 | 2年目 |
| 徴収事務 専門職員 | 週 21 時間 (月 13 日勤務) | 209,300 円程度 | 319 千円程度 | 491 千円程度 |
| | 週 32 時間 30 分 (月 21 日勤務) | 313,950 円程度 | 479 千円程度 | 737 千円程度 |

<期末・勤勉手当の支給要件>

①一週間の勤務時間が15時間30分以上

②任用(予定)期間が6か月以上

上記2要件をともに満たす場合、期末・勤勉手当の支給対象となり、支給基準日(6月1日および12月1日)の在職者に対し支給されます。

<期末・勤勉手当の支給時期>

6月及び12月の年2回支給します。

<期末・勤勉手当の支給額>

支給額＝報酬月額×支給月数×在職期間割合 となります。

※報酬月額は、パートタイムの場合、在職期間中に得た1か月ごとの報酬の平均額です。

※在職期間割合は、支給基準日前6ヶ月間の在職期間によって決められた割合で、下表のとおりです。

| 在職期間 | 割合 |
|------------|----------|
| 6か月 | 100分の100 |
| 5か月以上6か月未満 | 100分の80 |
| 3か月以上5か月未満 | 100分の60 |
| 3か月未満 | 100分の30 |

<支給月数>

令和6年度の場合（支給月数は今後変更になる可能性があります。）

①期末手当 年間1.375月（6月 0.6875月、12月 0.6875月）

②勤勉手当 年間0.975月（6月 0.4875月、12月 0.4875月）

※勤勉手当については、人事評価の結果により、上記の支給月数にならない場合もあります。

（参考）令和6年4月1日から初めて会計年度任用職員として任用された場合、6月の支給額は、それぞれ100分の70を減ぜられた支給額になります。

③通勤にかかる手当または費用弁償

報酬とは別に、自宅から勤務場所までの通勤距離に応じ、次の金額が支給されます。

| 通勤距離（片道） ※kmはキロメートル | 月額（円） | 通勤距離（片道） ※kmはキロメートル | 月額（円） |
|------------------------|--------|------------------------|--------|
| 2km以上 3km未満 | 4,400 | 16km以上 18km未満 | 19,600 |
| 3km以上 4km未満 | 6,000 | 18km以上 20km未満 | 21,300 |
| 4km以上 5km未満 | 7,600 | 20km以上 22km未満 | 23,000 |
| 5km以上 6km未満 | 9,200 | 22km以上 24km未満 | 24,700 |
| 6km以上 8km未満 | 11,000 | 24km以上 26km未満 | 26,000 |
| 8km以上 10km未満 | 12,600 | 26km以上 30km未満 | 28,000 |
| 10km以上 12km未満 | 14,300 | 30km以上 35km未満 | 30,000 |
| 12km以上 14km未満 | 16,000 | 35km以上 40km未満 | 32,000 |
| 14km以上 16km未満 | 17,700 | 40km以上 | 34,000 |

※上記の金額は、週5日勤務の場合の月額です。1週間の勤務日数が少ない方については、勤務日数により調整されます。（例：週3日勤務の場合、上記月額の5分の3の金額）

④ 休暇

年次有給休暇 労働基準法に基づき、次のとおり付与されます。

| 週 の 所 定 労 働 時 間 | 週 の 所 定 労 働 日 数 | 年 間 の 労 働 日 数 (左 記 の 勤 務 以 外) | 雇 用 開 始 日 か ら の 勤 続 期 間 の 区 分 ご と の 有 給 休 暇 日 数 | | | | | | |
|-----------------|-----------------|---------------------------------|---|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|---------------|
| | | | 6 ヵ 月 | 1 年 6 ヵ 月 | 2 年 6 ヵ 月 | 3 年 6 ヵ 月 | 4 年 6 ヵ 月 | 5 年 6 ヵ 月 | 6 年 6 ヵ 月 以 上 |
| 30 時 間 以 上 | | | 10 日 | 11 日 | 12 日 | 14 日 | 16 日 | 18 日 | 20 日 |
| 30 時 間 未 満 | 5 日 以 上 | 217 日 以 上 | | | | | | | |
| | 4 日 | 169～216 日 | 7 日 | 8 日 | 9 日 | 10 日 | 12 日 | 13 日 | 15 日 |
| | 3 日 | 121～168 日 | 5 日 | 6 日 | | 8 日 | 9 日 | 10 日 | 11 日 |
| | 2 日 | 73～120 日 | 3 日 | 4 日 | | 5 日 | 6 日 | | 7 日 |
| | 1 日 | 48～ 72 日 | 1 日 | 2 日 | | | 3 日 | | |

○有給の休暇

以下の休暇があります。

公民権の行使、官公署への出頭、災害、災害等による出勤困難、災害時の退勤途上危険回避、親族の死亡、結婚、夏季、不妊治療、産前、産後、配偶者出産、育児参加、妊婦休憩、健康診査等、健康保持

○無給の休暇

以下の休暇があります。

保育時間、看護、短期介護、介護、生理日の就業困難、保健指導、負傷又は疾病、骨髄移植

※休暇の種類によって、それぞれ取得要件があり、また取得可能日数が異なります。

⑤ 健康保険、厚生年金、雇用保険

各保険・年金の加入基準に従い加入します。

⑥ 福利厚生

健康保険加入の方には、年1回の健康診断およびストレスチェックを実施します。

その他、健康保険加入の方には、岐阜県市町村職員共済組合の制度による各種給付があります。

⑦ 人事評価

勤務場所の所属長による人事評価を実施します。

⑧ 条件付採用期間

全ての会計年度任用職員は、任用後1ヶ月間、条件付採用となります。

⑨ 服務

地方公務員法により、地方公務員の服務に関する規定が適用されます。

- ・法令の遵守、上司の職務上の命令に従う義務
- ・信用失墜行為の禁止
- ・守秘義務
- ・営利企業への従事等の制限(パートタイム職員は除外)

※職務に耐えることができないと判断された場合、分限処分の対象となります。

※公務員としてふさわしくない行為をした場合、懲戒処分の対象となります。

2 受験資格

25年以上の職務経験(※1)を有し、税理士又は税理士となる資格を有する人で、かつ、税の滞納処分に関する事務に10年以上従事した経験を有する人

ただし、次に該当する人は受験できません

(1)日本国籍を有しない人 ※2

(2)地方公務員法第16条に規定する欠格条項のいずれかに該当する人

①禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人

②関市において懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない人

③日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

※1)「職務経験」とは、令和7年4月1日現在で、公務員、会社員、自営業者、財団法人、社団法人、独立行政法人等の職員として、1年以上継続して就業した期間を通算して計算します。職務経験が複数の場合は通算できますが、同一期間内に複数の職務に従事した場合は、いずれか一方のみの職務経験に限ります。

※2)永住者又は特別永住者の者であっても公権力の行使に携わる職に当たるため受験できません。

【お問合せ先】

関市 財務部 税務課 収納推進室

電話 0575-23-7732(直通)